

現行	改正後	
<p>公益社団法人東京都診療放射線技師会 定款</p> <p>(会員の権利)</p> <p>第 6 条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）（以下、「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に<u>当</u>法人に対して行使することができる。</p> <p>(1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）</p> <p>(2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）</p> <p>(3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）</p> <p>(4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）</p> <p>(5) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）</p> <p>(6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）</p> <p>(7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）</p> <p>(8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）</p> <p>(会員資格の喪失)</p> <p>第 11 条 <u>前 2 条</u>の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 第 8 条の支払義務を 2 年以上履行しなかつたとき</p> <p>(2) 総会にて決議されたとき</p> <p>(3) 当該会員が死亡、又は団体においては解散したとき</p> <p>(4) 診療放射線技師又は診療エックス線技師の免許を取り消されたとき</p>	<p>公益社団法人東京都診療放射線技師会 定款</p> <p>第 6 条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）（以下、「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に<u>この</u>法人に対して行使することができる。</p>	文言修正
	<p>第 11 条 <u>第 9 条及び第 10 条</u>の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p>	文言修正

<p>(代議員及び予備代議員の設置)</p> <p>第12条 第5条の正会員のうち、<u>概ね</u>地区会員30人から1人の割合で選出される代議員をもって法人法上の社員とする。また、端数が15人以下のときは切り捨て、<u>その端数が</u>16人超のときは1人に切り上げることとする。</p> <p>2代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、地区から1人を予備代議員として選出することができる。</p> <p>(代議員及び予備代議員の選出)</p> <p>第13条 代議員及び予備代議員は、正会員による代議員選挙により選出する。</p> <p>2代議員及び予備代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。</p> <p>3 <u>第2項</u>の代議員選挙において、<u>正会員</u>は他の正会員と等しく代議員及び予備代議員を選出する権利を有する。</p> <p>4 理事又は理事会は、代議員及び予備代議員を選出することはできない。また、代議員及び予備代議員は、定款第25条に規定する役員を兼ねることはできない。</p> <p>5 第2項の代議員選挙に関する事項は別に定める「<u>代議員及び予備代議員選出規程</u>」による。</p> <p>6 予備代議員を選挙する場合には、当該候補者が予備の代議員である旨も併せて決定しなければならない。</p> <p>(決議)</p> <p>第22条 総会の決議は、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1)会員の除名</p> <p>(2)監事の解任</p>	<p>(代議員及び予備代議員の設置)</p> <p>第12条 第5条の正会員のうち、地区会員30人から1人の割合で選出される代議員をもって法人法上の社員とする。また、端数が15人以下のときは切り捨て、16人超のときは1人に切り上げることとする。</p> <p>3 <u>前項</u>の代議員選挙において、<u>立候補者</u>は他の正会員と等しく代議員及び予備代議員を選出する権利を有する。</p> <p>5 第2項の代議員選挙に関する事項は別に定める。</p>	<p><u>文字削除</u></p> <p><u>文字削除</u></p> <p><u>文言修正</u></p> <p><u>文字削除</u></p>
--	---	---

<p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、<u>各</u>候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>(委任状等)</p> <p>第23条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における前条の規定の適用については、その代議員は総会に出席したものとみなす。</p> <p>(役員の設置)</p> <p>第25条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 15名以上 <u>20</u>名以内</p> <p>(2) 監事 2名以内</p> <p>2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とし、副会長を含めて6名以内を業務執行理事とすることができる。</p> <p>3 会長をもって法人法上の代表理事とする。</p> <p>(役員の選任)</p> <p>第26条 理事及び監事は別に定める規<u>定</u>により、総会の決議によって選任する。ただし、監事のうち1名は<u>会員以外</u>から選任しなければならない。</p> <p>2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、理事会は総会の決議により会長候補者を選出し、</p>	<p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> <p>(委任状等)</p> <p>第23条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって<u>議決権の行使</u>、<u>または</u>他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における前条の規定の適用については、その代議員は総会に出席したものとみなす。</p> <p>(1) 理事 15名以上 <u>21</u>名以内</p>	<p>文字削除</p> <p>書面評決を追加</p> <p>定数変更</p> <p>文言修正</p> <p>外部理事追加及び文言修正</p>
--	--	---

<p>理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。</p> <p>3 副会長は、会長が指名し理事会の承認を得る。</p> <p>4 業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 31 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤ならびに会員外の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。</p> <p>2 理事及び監事には会務に要した経費を支給する。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 当該理事会に出席した会長及び監事は前項の議事録に署名捺印する。<u>ただし</u>、会長不在の場合は理事会に出席した理事全員の記名押印を必要とする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第 52 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局には、必要な職員を置く。</p> <p>3 職員は理事会の決議を経て会長が任命する</p> <p>4 職員の事務分掌及び給与等については、理事会の決議を経て会長が定める。</p> <p>附則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106</p>	<p>第 31 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤ならびに非会員の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。</p> <p>2 理事及び監事には会務に要した経費を支給する。</p> <p>2 当該理事会に出席した会長及び監事は前項の議事録に署名捺印する。<u>ただし</u>、会長不在の場合は理事会に出席した理事全員の記名押印を必要とする。</p> <p>3 職員は理事会の決議を経て会長が任命する。</p>	<p>文言修正</p> <p>ひらがなに修正</p> <p>句点追加</p>
---	--	--

条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は篠原健一とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 平成24年5月26日改正、施行する。

5 平成26年6月22日改正、施行する。

6 平成29年6月18日改正、施行する。

7 令和元年6月14日改正、施行する。

8 令和5年6月17日改正、施行する。

9 令和8年2月5日改正、施行する。

改正日
(臨時総会)を追加